

経済財政諮問会議（平成 17 年第 26 回）有識者議員提出資料

政策金融改革の基本方針骨子

平成 17 年 11 月 22 日

牛尾 治朗

奥田 碩

本間 正明

吉川 洋

平成 14 年 12 月 13 日に経済財政諮問会議が取りまとめた「政策金融改革について」を踏まえ、以下の基本方針に従って、政策金融の抜本的改革を行い、平成 20 年度から新体制に移行する。

1. 基本原則

別紙 1 のとおり。

2. 政策金融の各機能の分類

現行政策金融の各機能を、(イ) 政策金融から撤退するもの、(ロ) 政策金融として残すもの、(ハ) 当面残すが将来的には撤退するもの、に分類する（別紙 2）。

3. 新組織のあり方

(1) 政策金融から撤退する部分

① 現行日本政策投資銀行

- ・ 新金融技術開発機能を維持するためには多くの機能が揃っていることが望ましいこと等から、一体として完全民営化する。

② 現行商工組合中央金庫

- ・ 所属団体中小企業向けのフルバンキング機能を行う機関として完全民営化する。
- ・ 政府出資について財務基盤整備等のため最低限の移行措置を講じる。

③ 現行公営企業金融公庫

- ・ 廃止し、資本市場等を活用した仕組みに移行する。

(2) 政策金融として残すもの

- ① 上記の機能分類からは、別紙 3 の A 案（円借款の援助機能を注視したもの）または B 案となる。